

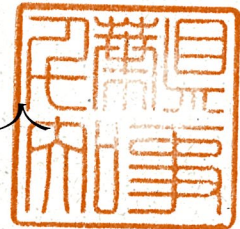
様式第3-2号

令和7年7月11日

公 示

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり地域登録検査機関の登録の更新を行ったので、同条第3項において準用する同法第17条第6項の規定により公示する。

千葉県知事 熊谷 俊人



登録番号	64	登録年月日	平成17年7月15日				
登録検査機関の名称		株式会社 綿文商店					
代表者氏名		代表取締役 加藤 史郎					
主たる事務所の所在地		千葉県大網白里市大網112番地					
登録の区分		品位等検査					
農産物の種類		国内産玄米					
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	加藤 史郎	玄米	K1228551				
	加藤 薫	玄米	K1228552				
	中城 誠	玄米	K1228553				
	加藤 秀樹	玄米	K1231005				
備 考		登録更新					

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載す

登録番号	66	登録年月日	平成17年7月15日				
登録検査機関の名称	有限会社 木村商店						
代表者氏名	代表取締役 木村 栄子						
主たる事務所の所在地	千葉県印西市将監231番地の1						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	木村 栄子	玄米	K1228558				
	木村 卓	玄米	K1228559				
備考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	72	登録年月日	平成17年7月15日				
登録検査機関の名称	有限会社 宇藤農芸店						
代表者氏名	代表取締役 宇藤 剛						
主たる事務所の所在地	千葉県印西市中根456番地2						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	宇藤 剛	玄米	K1228569				
	渡辺 信人	玄米	K122023053				
備 考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	73	登録年月日	平成17年7月15日				
登録検査機関の名称	有限会社 増田ライスファーム						
代表者氏名	代表取締役 増田 雅章						
主たる事務所の所在地	千葉県いすみ市岬町鴨根105番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	増田 雅章	玄米	K1228570				
備 考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。

登録番号	68	登録年月日	平成17年7月15日				
登録検査機関の名称		株式会社 カントリーライス・スズキ					
代表者氏名		代表取締役 鈴木 広道					
主たる事務所の所在地		千葉県山武郡横芝光町宮川1608番地の3					
登録の区分		品位等検査					
農産物の種類		国内産玄米					
検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
千葉県	鈴木 広道	玄米	K1228564				
備 考	登録更新						

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する